

令和 7 年設楽町選挙管理委員会告示第 6 号

令和 7 年 7 月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙において、在外選挙人が投票できる期日前投票所を公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項により読み替えて準用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

設楽町選挙管理委員会委員長 佐々木 孝

在外選挙人が投票できる期日前投票所

期日前投票所の名称	期日前投票所の住所
設楽町役場本庁 総務課	設楽町田口字辻前 14 番地